

広島県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道志和口向原線	安芸高田市向原町有留字振ヶ谷二四七〇番四地先から安芸高田市向原町有留字榎橋二六〇三番三地先まで	平成一九年六月一日